

外務員の処分について

本協会は、本日、本協会の会員に所属する外務員に対し、金融先物取引法（以下「法」という。）第99条及び外務員の登録等に関する規則第11条第1項に基づき、下記のとおり処分を行いました。

記

エース取引株式会社

1. 処分対象外務員が所属する会員名

エース取引株式会社

2. 処分対象外務員の役職名（当時）

大阪外国為替部部長 A

同 営業員 B

同 営業員 C

同 営業員 D

同 営業員 E

同 営業員 F

同 営業員 G

本店第一外国為替部部長 H

同 営業員 I

同 営業員 J

本店第二外国為替部営業員 K

同 営業員 L

同 営業員 M

3. 法令等違反行為の概要

外務員（大阪外国為替部部長）及び外務員（本店第一外国為替部部長）は、同人等が所掌する同部営業員に対し、受託契約等の締結の勧誘を要請していない一般顧客に対する受託契約等の締結の勧誘を指示していた。

それを受け、外務員 8名（大阪外国為替部営業員 6名及び本店第一外国為替部営業員 2名）が、受託契約等の締結の勧誘を要請していない一般顧客に対して受託契約等の締結の勧

誘を行った。

また、外務員 3名 (本店第二外国為替部営業員)は、受託契約等の締結の勧誘を要請していない一般顧客に対して受託契約等の締結の勧誘を行った。

加えて、これら外務員のうち 3名 (大阪外国為替部営業員 1名及び本店第一外国為替部営業員 2名)が、受託契約等の締結の勧誘を要請していない一般顧客に対して受託契約等の締結の勧誘を行うとともに、受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続していた。

これらの行為は、法第 76条、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第 4条、金融先物取引業務取扱規則第 3条及び同第 4条に違反するものであり、当該外務員は法第 99条第 2号に該当すると認められること。

4. 処分内容

大阪外国為替部部長 A	:	外務員の職務停止 6 週間
同 営業員 B	:	同 3 週間
同 営業員 C	:	同 3 週間
同 営業員 D	:	同 3 週間
同 営業員 E	:	同 3 週間
同 営業員 F	:	同 5 週間
同 営業員 G	:	同 3 週間
本店第一外国為替部部長 H	:	同 6 週間
同 営業員 I	:	同 5 週間
同 営業員 J	:	同 5 週間
本店第二外国為替部営業員 K	:	同 3 週間
同 営業員 L	:	同 3 週間
同 営業員 M	:	同 3 週間

朝日ユニバーサル F X 株式会社

1. 処分対象外務員が所属する会員名

朝日ユニバーサル F X 株式会社

2. 処分対象外務員の役職名 (当時)

本店営業部理事部長

本店営業部次長 (現名古屋支店営業部次長)

3. 法令等違反行為の概要

外務員 (本店営業部理事部長) は、営業員に指示し、受託契約等の締結の勧誘を要請していない一般顧客に対して受託契約等の締結の勧誘を行わせていた。

また、外務員 (現名古屋支店営業部次長) は、受託契約等の締結の勧誘を要請していない一般顧客に対して受託契約等の締結の勧誘を行った。

これらの行為は、法第 76条、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規

則第 4 条、金融先物取引業務取扱規則第 3 条及び同第 4 条に違反するものであり、当該外務員は法第 99 条第 2 号に該当すると認められること。

4 . 処分内容

本店営業部理事部長 : 外務員の職務停止 6 週間

本店営業部次長 : 同 6 週間

(現名古屋支店営業部次長)

以 上